

## 大阪府汚染土壌処理業に関する指針（案）

### （目的）

第1条 この指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。）第81条の21の3の2第1項の規定により、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項及び第23条第1項の規定による汚染土壌処理業に係る許可の申請をしようとする者が執るべき手続等を定めることにより、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この指針の用語の意義は、法の定めるところによる。

### （対象）

第3条 この指針は、次に掲げる許可を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）に適用する。

- (1) 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可（以下「業の許可」という。）
- (2) 法第23条第1項の規定による変更の許可（ただし、処理能力を減少させる変更であって新たに周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないものその他変更の実施により新たに周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないものを除く。）（以下「変更の許可」という。）

### （事業計画書の提出）

第4条 申請予定者は、業の許可又は変更の許可に係る汚染土壌処理施設について、以下に掲げる事項を記載（図面により明らかにすることを含む。）した事業計画書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- (1) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要
  - (2) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置
  - (3) 汚染土壌処理施設の構造及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況
  - (4) 汚染土壌の処理工程
  - (5) 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排水水及び排水水に係る用水の系統
  - (6) 排水口における排水水の水質の測定方法
  - (7) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法
  - (8) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等並びに地下への浸透を防止する方法
  - (9) 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法
  - (10) 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果
  - (11) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、事業計画書の提出を受けたときは、速やかにその写しを関係市町村長に送付するものとする。

(生活環境影響調査の実施)

第5条 申請予定者は、原則として別表第1に汚染土壌処理施設の種類ごとに掲げる調査項目の全てについて、前条第1項第10号の生活環境影響調査を行うものとする。

(生活環境影響調査の結果を記載した書類の作成)

第6条 第4条第1項第10号に係る書類には、以下に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 別表第1に汚染土壌処理施設の種類ごとに掲げる調査項目のうち生活環境影響調査を行ったもの(以下「生活環境影響調査項目」という。)
- (2) 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- (4) 汚染土壌処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- (6) 別表第1に汚染土壌処理施設の種類ごとに掲げる調査項目のうち生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (7) その他汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

(説明会等計画書の提出)

第7条 申請予定者は、事業計画書を知事に提出したときは、次に掲げる事項を記載した書類(以下「説明会等計画書」という。)(様式第2号)を第8条第1項の規定による閲覧の開始を予定する日の14日前までに知事に提出するものとする。

- (1) 関係地域の範囲及びその設定の根拠
  - (2) 閲覧の場所
  - (3) 閲覧の期間及び時間
  - (4) 閲覧の場所の周知方法
  - (5) 説明会の開催の日時及び場所
  - (6) 説明会の開催の周知方法
- 2 知事は、説明会等計画書の提出を受けたときは、速やかにその写しを関係市町村長に送付するものとする。

(閲覧及び説明会の開催)

第8条 申請予定者は、事業計画書の写しを別表第2に掲げる地域内の適当な場所において関係住民(同表に掲げる地域内に住所又は勤務地を有する者をいう。以下同じ。)に対し1月間閲覧に供するとともに、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会を閲覧期間内に開催するものとする。

- 2 申請予定者は、印刷物の回覧若しくは配布又は汚染土壌処理施設の設置の場所若しくは別表第2に掲げる地域内の公共の場所における掲示その他の適切な方法により、前項の閲覧の場所、期間及び時間並びに前項の説明会の開催の日時及び場所を関係住民に周知するものとする。
- 3 申請予定者は、その責めに帰することができない事由により第1項の説明会を開催することができない場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、事業計画書を要約した書面の回覧又は配布その他の適切な方法により、その内容を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(関係住民による意見の提出)

第9条 申請予定者は、前条第1項の閲覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全の見地からの関係住民の意見の提出を受け付けるものとする。

(説明会等報告書の提出)

第10条 申請予定者は、前条の規定による意見の提出期間が満了したときは、次に掲げる事項を記載した説明会等報告書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

- (1) 第8条の規定による閲覧及び説明会の開催の結果
- (2) 前条の規定により提出された意見及び意見についての申請予定者の見解
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の説明会等報告書の提出を受けたときは、速やかにその写しを関係市町村長に送付するものとする。

(修正事業計画書の提出)

第11条 申請予定者は、第9条の規定により提出された意見を勘案し事業計画書の記載事項の修正を行ったときは、修正後の事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)を知事に提出するものとする。

2 知事は、修正事業計画書の提出を受けたときは、速やかにその写しを関係市町村長に送付するものとする。

(事業計画書又は修正事業計画書についての知事の意見)

第12条 知事は、事業計画書又は修正事業計画書の記載事項について、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を申請予定者に対し書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定による意見を述べるに際し、必要があると認めるときは、生活環境の保全に関する事項について専門的知識を有する者又は関係市町村長に生活環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 申請予定者は、第1項の規定による知事の意見を尊重し、事業計画書又は修正事業計画書の記載事項について所要の検討を行った上で業の許可又は変更の許可の申請を行うものとする。

(処理実績の報告)

第13条 申請予定者は、業の許可又は変更の許可を受けたときは、当該汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理の実績を定期的に知事に報告するものとする。

大阪府汚染土壌処理業に関する指針（別表）（案）

別表第1（第5条関係）

（1）浄化等処理施設

調査項目		洗浄 処理	熱 処理	化学 処理	生物 処理	溶融 処理	不溶化 処理	汚染土壌 運搬車両 の走行
大気質	粉じん	○	○	○	○	○	○	
	二酸化硫黄		○			○		
	二酸化窒素		○			○		○
	浮遊粒子状物質		○			○		○
	塩化水素		○			○		
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質	○	○	○	○	○	○	
騒音	騒音レベル	○	○	○	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○	○	○		
水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	○	○	○	
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質	○	○	○	○	○	○	

（2）セメント製造施設、埋立処理施設、分別処理施設及び自然由来等土壌処理施設

調査項目		セメント 製造 施設	埋立 処理施 設	分別等 処理 施設	自然由来等 土壌 利用施設	汚染土壌 運搬車両の 走行
大気質	粉じん	○	○	○	○	
	二酸化硫黄	○				
	二酸化窒素	○				○
	浮遊粒子状物質	○				○
	塩化水素	○				
	ダイオキシン類	○				
	特定有害物質	○	○	○		
騒音	騒音レベル	○	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○		
水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	

	化学的酸素要求量	○	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	○	
	ダイオキシン類	○				
	特定有害物質	○	○	○	○	
地下水	地下水の流れ		○		○	

別表第2（第8条関係）

- |   |
|---|
| <p>(1) 汚染土壌処理施設の所在地及びその隣接地</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設の所在地が属する自治会の区域（当該自治会がない場合であっては、当該所在地が属する町又は字の区域（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあつては、当該所在地が属する街区及びその隣接する街区））</p> <p>(3) 汚染土壌処理施設の所在地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあつては、その異なる自治会の区域</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、汚染土壌を運搬する車両が通行する地域等汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響が及ぶことが予想される地域</p> |
|---|

## 事業計画書

年 月 日

大阪府知事 様

申請予定者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者

大阪府汚染土壌処理業に関する指針第4条の規定により、次のとおり提出します。

事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の処理の方法	

説明会等計画書

年 月 日

大阪府知事 様

申請予定者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者

大阪府汚染土壌処理業に関する指針第7条の規定により、次のとおり提出します。

関 係 地 域	関 係 地 域 の 範 囲	
	関係地域の設定の根拠	
閲 覧 の 計 画	閲 覧 の 場 所	
	閲覧の期間及び時間	
	閲覧の場所の周知方法	
説 明 会 の 開 催 の 計 画	開 催 の 日 時	
	開 催 の 場 所	
	開 催 の 周 知 方 法	

説明会等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

申請予定者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者

大阪府汚染土壌処理業に関する指針第10条の規定により、次のとおり報告します。

関係地域の範囲		
閲覧の結果	閲覧の場所	
	閲覧の期間	
説明会の開催の結果	開催の日時	
	開催の場所	
	参加人数	
住民意見及び見解		
その他		